

研 発 0317001 号

平 成 27 年 3 月 17 日

各 病 院 長 殿

国立病院機構本部総合研究センター長

(押 印 省 略)

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に係る
対応について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」は、国から配分される競争的資金（科研費等）を中心とした研究資金について、配分先の研究機関が適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されており、昨今の研究における不正行為や研究費の不正使用を防止するための取り組みとして示されているところです。

また、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、研究活動がそれまで研究者個人の責任に委ねられていたものから、今後は研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより対応を強化するとの方向から、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が示され、そのための体制作りが求められています。

国立病院機構においても、各病院が研究部門だけでなく組織全体で研究活動の不正行為への防止に向けた取り組みを行うとともに、研究活動の適切な運営管理のための認識を持っていく必要があります。

先般より、各臨床研究組織に対しては、当該ガイドラインに沿った準備をしていただくよう情報提供していたところでしたが、改めて各病院が取り組むための足掛かりとなるよう添付のとおり対応案（ひな形）を提示させていただきますのでご対応いただくようお願いいたします。文部科学研究費、厚生労働科学研究費、日本医療研究開発機構研究費等を申請する際には必須の対応となります。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の対応は平成 26 年度中に順次所要の整備をすることが求められており、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、平成 27 年度より適用されることとなっています。

病院によっては既に着手されている事項があることも考えられますが、改めてご確認いただき、必要に応じて、各病院にて適切に対応していただくようお願いいたします。

なお、当該ガイドラインへの対応については、今後の内部監査事項として確認を行っていく予定であることを申し添えます。